

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	公共施設等運営権制度の創設等	府省名	内閣府
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況				課題
分析対象期間		<input type="checkbox"/> 設定あり	<input checked="" type="checkbox"/> 設定なし			①
ベースライン		<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり	<input type="checkbox"/> 設定なし			
費用の分析	遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし		②
	行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし		③
	その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	④
便益の分析		<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述		<input type="checkbox"/> 分析なし	
費用と便益の関係の分析		<input type="checkbox"/> 費用便益分析 <input type="checkbox"/> 費用効果分析 <input type="checkbox"/> 費用分析	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析	<input type="checkbox"/> 分析なし		⑤
代替案	代替案の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり	<input type="checkbox"/> 想定される代替案なし		<input type="checkbox"/> 設定なし	
	規制緩和の場合	<input type="checkbox"/> 廃止案を代替案としている		<input type="checkbox"/> 廃止案を代替案としていない		
	代替案との比較	<input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較 <input type="checkbox"/> 費用で比較 <input type="checkbox"/> 便益で比較	<input type="checkbox"/> 比較なし			
レビューを行う時期又は条件		<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり	<input type="checkbox"/> 設定なし			

【課題の説明】

- ① 分析対象期間についての記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、適切な期間を明示する必要がある。
- ② 遵守費用について、負担がない旨を記載しているが、費用として発生又は増減することが見込まれる具体的な要素を可能な限り列挙し、説明することが必要である。具体的には、公共施設等運営権者において、(i) 利用料金の届出（改正後の法第10条の10）及び(ii) 公共施設等運営権の移転の許可の申請（改正後の法第10条の13）に係る費用が発生することが想定される。
- ③ 行政費用について、負担がない旨を記載しているが、費用として発生又は増減することが見込まれる具体的な要素を可能な限り列挙し、説明することが必要である。具体的には、公共施設等の管理者等において、(i) 公共施設等運営事業について、(ア) 利用料金の届出の受理、(イ) 公共施設等運営権の移転の許可の審査及び(ウ) 公共施設等運営権の取消し等を行う場合の手続（改正後の法第10条の16）並びに(ii) 特定事業を実施する民間事業者の募集に応じる者の欠格事由（改正後の法第7条の2）への該当の有無の確認に係る費用が発生することが想定される。
- ④ その他の社会的費用について、「運営権等に係る手続が明確であり、社会的費用は最小化すると見込まれる」と記載しているが、本件規制により発生する費用が具体的に示されていないため、この点を踏まえて適切に説明する必要がある。
- ⑤ 費用と便益の関係の分析について、費用及び便益を説明するにとどまり、その関係の分析の結果を示していないが、本件規制によって得られる便益が、本件規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。